

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 都市公園及び公園施設の設置基準(第1条の2—第1条の6)
- 第3章 移動等円滑化のための特定公園施設の設置基準(第1条の7—第1条の19)
- 第4章 都市公園の管理(第2条—第12条)
- 第5章 工作物等の保管の手続等(第13条—第17条)
- 第6章 雑則(第18条—第23条)
- 第7章 罰則(第24条—第26条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項等を定めるものとする。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準
(都市公園及び公園施設の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、[次条](#)及び[第1条の4](#)に定めるところによる。
(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等[前項各号](#)に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。ただし、都市公園としての機能に支障がない限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第1条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3章 移動等円滑化のための特定公園施設の設置基準

(都市公園移動等円滑化基準)

第1条の7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。)第13条第1項の条例で定める基準は、この章に定めるところによる。

2 この章において使用する用語は、移動等円滑化法において使用する用語の例による。

(一時使用目的の特定公園施設)

第1条の8 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第1条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この条において「政令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、^{のり}内法を120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ [4](#)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたうえで、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ [4](#)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

- (5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) [次条](#)から[第1条の16](#)までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第1条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ [ウ](#)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第1条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ [ウ](#)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、[第1条の14第2項](#)、[第1条の15](#)及び[第1条の16](#)の基準に適合するものであること。
- 2 [前項](#)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、[同項](#)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第1条の12 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、[第1条の10第1号](#)の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)及び[第4号](#)の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたうえで、幅を80セ

ンチメートル以上とすることができる。

イ [ウ](#)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上の、200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、[第1条の14第2項](#)、[第1条の15](#)及び[第1条の16](#)の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 [前2項](#)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第1条の13 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上の、200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第1条の14 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) [前号](#)の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、[前項各号](#)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第1条の15 [前条第2項第1号](#)の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ [ウ](#)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 [前条第2項第1号](#)の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 [第1項第1号ア](#)及び**オ**並びに[第2号](#)の規定は、[前項](#)の便房について準用する。

第1条の16 [前条第1項第1号ア](#)から**ウ**まで及び**オ**並びに[第2号](#)並びに[第2項第2号](#)から[第4号](#)までの規定は、[第1条の14第2項第2号](#)の便所について準用する。この場合において、[前条第2項第2号](#)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第1条の17 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 [前項](#)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(揭示板及び標識)

第1条の18 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 [前項](#)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第1条の19 [第1条の9](#)から[前条](#)までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、[第1条の9](#)の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第4章 都市公園の管理

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者([第6条](#)に規定する者を除く。)は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 集会、競技会、展示会、撮影会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 規則で定める公園施設において、市長が指定する場所に広告物を掲出すること。
- 2 [前項](#)の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 [第1項](#)の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、[第1項各号](#)に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り[第1項](#)又は[前項](#)の許可を与えることができる。
- 5 市長は、[第1項](#)又は[第3項](#)の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、[前条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は[第2条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 工作物若しくは備品を汚損し、又は破壊するおそれのある行為をすること。
- (2) 樹木に登り、又は植物を採取し、若しくは損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類、魚類、は虫類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 外来種である鳥獣類、魚類、は虫類等を放置すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) たき火をすること。
- (9) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (10) 指定された場所以外にごみその他の廃物又は汚物を捨てること。
- (11) 他人に対し、著しく粗暴その他の行為で迷惑をかけ、又はけん騒にわたること。

(12) [前各号](#)に掲げるもののほか、都市公園の美観風致を害するような行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(高岡おとぎの森公園の施設の利用)

第6条 高岡おとぎの森公園の施設のうち次に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 高岡おとぎの森館

ア フラワールーム・エコロジー工房

イ アトリウム(展示、催し等のため占用して利用する場合に限る。)

(2) 森のふれあい館

ア 和室

イ 第1研修室

ウ 第2研修室

2 [前項](#)の許可には、高岡おとぎの森館及び森のふれあい館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第1項](#)の許可をしてはならない。

(1) 公益若しくは公安を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(開館時間等)

第6条の2 高岡おとぎの森館及び森のふれあい館の開館時間並びに高岡古城公園動物園の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	開館時間又は開園時間
高岡おとぎの森館	午前9時から午後5時まで
森のふれあい館	午前9時から午後10時まで
高岡古城公園動物園	午前9時から午後4時30分まで

(休館日等)

第6条の3 高岡おとぎの森館及び森のふれあい館の休館日並びに高岡古城公園動物園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

施設の名称	休館日又は休園日
高岡おとぎの森館	(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
森のふれあい館	
高岡古城公園動物園	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(高岡駅北口交流広場の利用)

第6条の4 [第2条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けた者が高岡駅北口交流広場を利用できる範囲は、別図で示す範囲とする。

2 [第2条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けた者が高岡駅北口交流広場を利用できる時間は、午前9時から午後11時までとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 高岡駅北口交流広場を連続して利用できる期間は、7日間を限度とする。ただし、市長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間の制限)

第6条の5 高岡駅北口交流広場及びウィング・ウィング高岡広場において、音響を伴う行為ができる時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(市の管理する公園施設で、有料で利用させるもの([第6条](#)及び[第6条の4](#)に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)は、[別表第1](#)のとおりとする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長の指示する事項
(占用許可事項の軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項(当該期間が1月に満たない場合に限る。)、[第2条第1項](#)、[同条第3項](#)若しくは[第6条](#)の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、[別表第2](#)に定める額に100分の110を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。

2 有料公園施設を利用する者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、[別表第2](#)に定める額の3倍に相当する額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可の期間が1月以上の場合の使用料の額は、[別表第2](#)に定める額とする。

4 [第1項](#)又は[第2項](#)の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(監督処分)

第12条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、[前項](#)に規定する処分をし、又は[同項](#)に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第5章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第14条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) [前条各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、[高岡市公告式条例\(平成17年高岡市条例第3号\)第2条第2項](#)に規定する市役所掲示場に掲示すること。
- (2) [前号](#)の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、[同号](#)の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者([第17条](#)において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報等に掲載すること。

2 市長は、[前項](#)に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第15条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第16条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第17条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第6章 雑則

(届出)

第18条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) [前号](#)に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) [第1号](#)に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) [第12条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により[同条第1項](#)に規定する必要な措置を命じられた者が、命じられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第19条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、[第2条第1項各号](#)に掲げる行為又は有料公園施設の利用の期間が3月を超えない場合においては、都市公園の利用の許可の際徴収する。

2 都市公園の利用の期間が3月を超える場合においては、次に掲げる期間の区分により、初期の分は利用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、一括して徴収することができる。

- (1) 第1期 4月から6月まで
- (2) 第2期 7月から9月まで
- (3) 第3期 10月から12月まで
- (4) 第4期 1月から3月まで

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の前日までに許可の変更又は取消しを申し出たとき。

(使用料の免除)

第20条 市長は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第21条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者による管理)

第22条 都市公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第5条から第6条の3まで、第12条、第19条、第20条及び別表第2(同表の5に限る。)の規定は、第1項の都市公園の管理について準用する。この場合において、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の2ただし書中「市長は、必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条の3ただし書中「市長は、必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第19条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第20条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項若しくは第2条第1項若しくは第3項若しくは第6条の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者」とあるのは「第6条の許可を受けた者」と、「市長が必要と認める場合」とあるのは「指定管理者が必要と認め市長の承認を得た場合」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第2の5高岡おとぎの森公園の施設を利用する場合の表中「超過使用料」とあるのは「超過利用料金」と、別表第2備考5中「暖房使用料」とあるのは「暖房利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「超過使用料」とあるのは「超過利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第22条の2 前条第1項の規定により、市長が指定管理者に公園の管理を行わせるときは、第11条の規定にかかわらず、指定管理者に都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額(同表の5に定める額に限る。)に100分の110を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第25条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(権限の代行)

第26条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市都市公園管理条例(昭和32年高岡市条例第23号)又は福岡町都市公園条例(昭和59年福岡町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年12月22日条例第266号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市都市公園条例第2条第1項及び第6条第1項の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市都市公園条例第2条第1項及び第6条第1項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成23年12月19日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定及び同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に1号を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 第4条第4号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月21日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第44号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月19日条例第29号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第23号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第36号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第24号)

この条例は、令和元年11月25日から施行する。

別表第1(第7条関係)

有料公園施設

都市公園の種類	有料公園施設の名称
河川緑地	分区園

別表第2(第11条、第22条の2関係)

1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類及び名称	単位	金額
売店及び軽飲食店	1平方メートルにつき1月	20円

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類及び名称	単位	金額
売店及び軽飲食店	1平方メートルにつき1月	100円

3 都市公園を占用する場合

区分		単位	金額
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		2,200円
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930円
	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		2,100円
その他の柱類及び支線		1本につき1年	72円
変圧塔、鉄塔その他これらに類する者及び公衆電話所		1個につき1年	1,400円
水道管、下水道管、ガス	外径0.1メートル未満	1メートルにつき1年	48円

管その他これらに類するもの	外径0.1メートル以上0.15メートル未満		72円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満		95円
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満		190円
	外径0.4メートル以上1メートル未満		480円
	外径1メートル以上		950円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられているもの	鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートルにつき1年	1,400円
	通路		1,500円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物(高岡駅北口交流広場を除く。)		1件につき1日	1,600円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		1平方メートルにつき1月	440円
露店(高岡駅北口交流広場を除く。)		1平方メートルにつき1日	43円

4 [第2条第1項各号](#)に掲げる行為をする場合(高岡駅北口交流広場を除く。)

行為	単位	金額
第2条第1項第1号 に掲げる行為	1人につき1日	400円
業として行う写真の撮影	1件につき1日	400円
業として行う映画の撮影	1件につき1日	8,000円
興行	1件につき1日	8,000円
第2条第1項第4号 に掲げる行為	1件につき1日	1,600円
第2条第1項第5号 に掲げる行為	1平方メートルにつき1年	10,000円

5 高岡おとぎの森公園の施設を利用する場合

ア 高岡おとぎの森館

施設の名称	単位	金額
フラワールーム・エコロジー工房	午前9時から正午まで	500円
	午後1時から午後5時まで	700円
	午前9時から午後5時まで	1,000円
	超過使用料 1時間につき	200円
アトリウム	午前9時から正午まで	3,000円
	午後1時から午後5時まで	3,750円
	午前9時から午後5時まで	6,000円
	超過使用料 1時間につき	1,050円

イ 森のふれあい館

施設の名称	単位	金額
和室	午前9時から午後1時まで	120円
	午後1時から午後5時まで	180円

	午後5時から午後10時まで		180円
	午前9時から午後5時まで		240円
	午後1時から午後10時まで		300円
	午前9時から午後10時まで		360円
	超過使用料	1時間につき	30円
第1研修室及び第2研修室	午前9時から午後1時まで		220円
	午後1時から午後5時まで		220円
	午後5時から午後10時まで		300円
	午前9時から午後5時まで		370円
	午後1時から午後10時まで		450円
	午前9時から午後10時まで		600円
	超過使用料	1時間につき	40円

6 高岡駅北口交流広場を利用する場合

利用区分	単位		金額
全面利用	午前9時から午後1時まで		8,000円
	午後1時から午後5時まで		8,000円
	午後5時から午後11時まで		12,000円
	超過使用料	1時間につき	3,000円
半面利用	午前9時から午後1時まで		4,000円
	午後1時から午後5時まで		4,000円
	午後5時から午後11時まで		6,000円
	超過使用料	1時間につき	1,500円
1/4利用	午前9時から午後1時まで		2,000円
	午後1時から午後5時まで		2,000円
	午後5時から午後11時まで		3,000円
	超過使用料	1時間につき	750円

7 有料公園施設を利用する場合

種類及び名称	単位			金額
河川緑地分区園	1区画	20平方メートル	1年につき	2,000円

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変電器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信の放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電話線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- この表に掲げる額が年額で定められているものについて、許可に係る期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割りとし、1月未満の端数が生じた場合は1月とする。
- この表に掲げる額が月額で定められているものについて、許可に係る期間が1月未満である場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は日割りとする。
- 高岡おとぎの森館及び森のふれあい館の施設を利用する場合の冷房又は暖房使用料は、使用料(超過使用料がある場合には、超過使用料を加算した額)に3割を乗じて得た額に100分の110を乗じて得

た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別図(第6条の4関係)

